2026年8月

# 東大谷高等学校　令和9年度 教員募集要項

| | |
|---|---|
| 募集教科 | 英語・国語・理科・数学 |
| 募集職種 | ・常勤講師（※専任教員候補として採用）<br>・非常勤講師 |
| 応募資格 | 高等学校の当該教科の教員免許状取得者（令和9年3月取得見込み者可） |
| 採用時期<br>勤 務 先 | 令和9年4月1日より<br>東大谷高等学校（〒590-0111 堺市南区三原台2－2－2）<br>南海泉北線 泉ヶ丘駅下車 徒歩約8分 |
| 給与・勤務時間等 | 大谷学園規程による |
| 応募書類 | ①　履歴書（写真あり）<br>＊可能ならメールアドレスも明記願います。<br>＊常勤か非常勤かの希望を明記して下さい。<br>＊保健体育科→専門種目、理科→専門科目を明記<br>②　教員免許状の写しまたは教員免許状取得見込証明書<br>（更新講習修了証明書等を保有している場合は併せてその写し） |
| 応募方法等 | 上記、応募書類を東大谷高等学校校長宛で送付願います。<br>＊応募書類は返却いたしません。<br>＊応募書類は個人情報保護法に準じ適切に処理します。 |
| 問い合わせ先<br>および<br>書類送付先 | 問い合わせ先：TEL 072－289－8069　教頭 まで<br>送付先：〒590－0111　堺市南区三原台 2－2－2<br>東大谷高等学校　校長　吉永雅也　宛 |
| 選考方法<br>選考日時 | 第1次選考　　書類選考<br>第2次選考　　模擬授業・校長面接<br>※選考結果は郵送いたします。（電話連絡の場合もある） |

**次ページにある待遇等採用条件につきましては今年度、令和8年度のもの**となっております。

令和７年10月１日
学校法人　大谷学園

# 常勤講師　待遇等採用条件について

| | |
|---|---|
| 採用期日 | 令和8年4月1日 |
| 雇用形態 | 常勤講師 |
| 所　　属 | 東大谷高等学校 |
| 勤務場所 | 東大谷高等学校（大阪府堺市南区三原台2－2－2） |
| 業務内容 | 常勤講師の業務 |
| 勤務条件 | 1．勤務時間<br>月～金　8：20 ～ 17：05（実働 8時間00分）休憩 45分<br>土曜日　8：20 ～ 13：00（実働 4時間40分）休憩　0分<br>１年単位の変形労働時間制による<br>2．時間外労働等　業務に必要があるときは休日勤務をさせることがある。<br>3．休　　日<br>日曜日および月～水曜日と金曜日の何れかの日で半日単位の休日とする（半日単位休日は、別途校長が各人別に指定する）、国民の祝日、年末・年始、学園の創立記念日、夏期期間５日間、指定休日、その他学園が必要と認めた日<br>※ 業務の都合により必要がある場合、上記休日を他の日に振り替えることがある<br>4．休 暇 等<br>年次有給休暇　採用時に年20日間付与／就業規則に定める特別休暇 |
| 給　　与 | 1．基 本 給　　月額 230,000円（ア）　／　月額 280,000円（イ）<br>月額 320,000円（ウ）　／　月額 350,000円（エ）<br>2．超勤調整手当　月額　10,200円（ア）　／　月額　12,400円（イ）<br>月額　14,200円（ウ）　／　月額　15,500円（エ）<br>3．諸 手 当　　通勤手当を給与規程にもとづき支給。<br>4．支 給 日　　毎月20日本人指定口座振込（金融機関が休業日の場合、その前営業日）<br>5．期末手当　　有<br>6．退 職 金　　無<br>7．昇　　給　　有（学校長の推薦による） |
| 雇用期間 | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（1年間） |
| 更新の有無 | 上記雇用期間満了後、学校において特に必要と認めた場合に限り、2回を限度として雇用契約の更新を行う場合がある。その場合、雇用期間は2年を単位とし、令和13年3月31日までの通算最長5年までとする。 |
| 更新の条件 | 上記更新は、以下の点を考慮して判断する。<br>(1)担当教科の授業時間数とクラス編成の状況　(2)本人の勤務状況<br>(3)本人の勤務態度、業務遂行能力　(4)大谷学園の経営状況　(5)その他 |
| そ の 他 | 1．社会保険の適用　有　日本私立学校振興・共済事業団（健康保険・年金）<br>2．雇用保険の適用　有<br>3．労災保険の適用　有 |

【常勤講師の待遇ア～エは以下の基準により決定します】

ア．新卒、講師経験５年未満、年令 30 歳未満のいずれかに該当する者

イ．講師経験５年以上、かつ年令 30 歳以上の２つの要件を満たす者
ただし、採用時にアを適用された者で、採用日以降契約更新時点で本学における常勤講師歴を通算して５年以上かつ年令 30 歳以上となる場合、更新時からイを適用する。

ウ．イの適用者が契約を更新する際、学校長から勤務成績が良好であり適用申請された場合

エ．イ・ウの適用者が契約を更新する際、学校長から勤務成績が特に顕著であり適用申請された場合。

※ 上記ア、イにおける「講師」とは、学校教育法第１条校における教員・教諭・講師・非常勤講師を対象とし、各種専門学校・学習塾・進学予備校等における講師を対象外とする。

令和７年 10 月 1 日
学校法人 大谷学園

# 非常勤講師　待遇等採用条件について

| | |
|---|---|
| 採用期日 | 令和8年4月1日 |
| 職　　種 | 非常勤講師 |
| 所　　属 | 東大谷高等学校 |
| 勤務場所 | 東大谷高等学校（堺市南区三原台2-2-2） |
| 勤務条件 | 1．勤務時間　別途指定する時間割によります。<br>2．休　　日　日曜日および授業を担当しない曜日<br>3．休 暇 等　年次有給休暇（週当たりの出勤日数に応じて比例付与）<br>就業規則に定める特別休暇 |
| 給　　与 | 1．基 本 給　担当授業　週１時間あたり　　月額13,000円<br>2．通勤手当　規程に基づき支給します（上限月額50,000円）<br>3．研修手当　規程に基づき支給します。<br>（令和7年度実績　担当授業　週12時間以上　月額1,250円<br>週11時間以下　月額　750円）<br>4．支 給 日　毎月20日本人指定口座振込（当日が金融機関の休業日の場合、前営業日）<br>5．期末手当　有<br>6．昇　　給　無<br>7．退 職 金　無 |
| 雇用期間 | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（1年間） |
| 更新の有無 | 上記雇用期間満了後、学園との合意に基づき1年を単位として<br>契約を更新する場合があります。 |
| 更新の基準 | 上記更新は、以下の基準を考慮して判断します。<br>（1）担当教科の授業時間数とクラス編成の状況　（2）本人の勤務状況<br>（3）本人の勤務態度、業務遂行能力　（4）大谷学園の経営状況　（5）その他 |
| そ の 他 | 1．社会保険の加入　基準を満たす方に限り「日本私立学校振興･共済事業団」加入<br>以下の各号のいずれかに該当する場合、本人の申出に基づき加入。<br>（1）契約期間を通じて週4日以上出勤し、担当授業時間数が12時間以上であること。<br>（2）加入者のうちで、担当授業時間数が上記時間数より減少した場合、週3日以上出勤し、週10時間以上の授業時間数があれば継続加入を認める。<br>ただし、2年連続で持ち時間数が12時間未満である場合は加入資格を取り消す。<br>2．雇用保険の適用　　対象外<br>3．労災保険の適用　　有り |

**年収モデル**　授業担当　週 12 時間の場合　2,043 千円　（見込）